

督促手続は書類の審査だけで、費用も安い裁判手続です！

●相手方が支払う理由を分かっているはずなのに支払ってくれない、だれにでも起こり得る金銭トラブル。

あなたならどうしますか。



商品売り渡したのに
代金を払ってくれない。

マンションの管理費を払っ
てくれない。

知り合いに貸したお金
が返ってこない。

簡易裁判所



(全国438か所)

簡易裁判所では、このようなお金にまつわるトラブル解決方法の一つに、**督促手続**を用意しています。

★最寄りの簡易裁判所は、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/map.html>) で探すことができます。

●督促手続とは？

貸金、売買代金などを相手方が支払わない場合に、申立人の申立てのみに基づいて裁判所書記官が行う略式の手続です。

※相手方が支払督促に対し異議を申し立てると、請求額に応じ、地方裁判所又は簡易裁判所の民事訴訟手続に移行します。

※手続きの流れについては、裁判所ウェブサイトのトップページ「裁判手続の案内」ページの「各種パンフレット」ページ (<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/index.html>) から「ご存じですか？簡易裁判所の支払督促」と題するパンフレットを御覧ください。

★なお、同パンフレットは、各地の簡易裁判所でも備え付けられています。

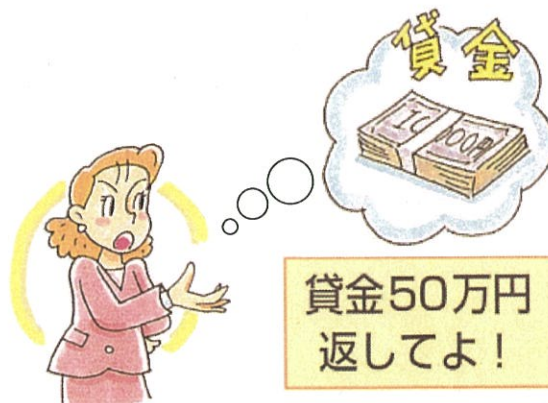
書類の審査だけ！

審理のために裁判所に来る必要も、証拠書類を提出する必要もありません。



費用が安い！

申立てに必要な手数料は民事訴訟の半額です。



例えば・・・
相手方へ請求する額（訴額）が50万円の場合の手数料は、民事訴訟では5000円ですが、督促手続では2500円です。

※督促異議申立てがあったときは、手数料の追納義務が生じます。追納額は原則支払督促申立手数料と同額です。

★督促手続に関するQ & A

Q. 支払督促申立書はどのように作成すればよいですか？

A. 簡易裁判所においては、支払督促申立書の定型用紙を備え付けています。定型用紙は記載例を見ながら、印刷部分の空欄に書き込む方法で、御自身で完成できるようになっています。

また、裁判所ウェブサイトのトップページ「裁判手続の案内」の「申立て等で使う書式」から書式のダウンロードをすることもできます。



Q. 仮執行宣言とは何ですか？

A. 支払督促に執行力（強制執行ができること）を付与することです。



Q. なぜ、督促申立てと仮執行宣言申立てと2回の申立てが必要なのでしょう？

A. 支払督促は、申立人が提出した申立書だけを審査し、相手方の言い分を聞くことなく発せられるため、相手方の利益を保護し、支払督促に対する不服申立てをする機会を設けるためです。



Q. 支払督促に対して相手方が従わない場合、自分で何もなくても、裁判所が強制執行してくれるのでしょうか？

A. いいえ。

強制執行をする場合は、相手方の財産を調査し、何を差押えの対象とするかを決めて、別途、強制執行の申立てをすることが必要になります。

詳しくは、裁判所の窓口でお尋ねください。



Q. 督促手続オンラインシステムとは何ですか？

A. 督促手続をオフィスや自宅においてインターネットを利用してすることができるシステムです。

書面の申立てと違い、申立書をホームページ上の様式に入力して作成したり、手数料と郵便料金の納付がインターネットバンキングやATMを利用して行えます。

※督促手続オンラインシステムを利用するための必要な作業等についての詳細は、同システムのウェブサイト (<http://www.tokuon.courts.go.jp/>) を御覧ください。



督促手続についてもっと詳しく知りたいという方は、裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」ページから「民事事件」ページの「支払督促」(http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_13/index.html) を御覧ください。